

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成28年12月20日(火) 午後2時～午後2時32分

場所 第2・3委員会室

出席議員(7名)

委員長 宮川 隆 副委員長 鈴木麻住 委員 大野慎治  
委員 相原俊一 委員 木村冬樹 委員 堀 巖  
委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員(7名) 総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘  
秘書企画課長 佐野 剛、同統括主査 加藤 淳、行政課長 中村定秋、  
同主幹 佐藤信次、

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第110号	岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第111号	岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第112号	岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第113号	岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第114号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	全員賛成 可決

◎委員長（宮川 隆君） 時間となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局側からの御挨拶がありましたらお受けしたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） 今回は人勧関係の追加議案ということで、条例改正5本ございます。どうぞ慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） それでは、審査に入ります。

議案第110号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、省略させていただきます。

次に、質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 今回、この総務・産業建設常任委員会に5つの条例の一部改正案が付託されております。なかなか読み取るのが難しい、やっぱり言葉の問題があるなあというふうに考えます。

まず、その説明資料をできるだけわかりやすいものにしていただきたいということを常々言っていますけど、さらに努めていただきますようによろしく願いしたいというふうにお願ひしておきます。

お聞きしたい点につきましては、全員協議会での説明の中では、現在、介護休暇を取得している職員はいないということでありました。介護休暇といいますと、いわゆる高齢者、だから自分の親だとかの介護ということを想定してしまうわけですけど、いろいろお話を聞きますと、そうでないような家族が病気になった場合なども含めて対応できるものになっているということだというふうにお聞きしました。

それで、現在取得している職員はないものの、そういった対象となる家族がいるという、そういう職員の把握というのはどのような状況なんですか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） まず、今、木村委員がおっしゃられたように、介護という定義、高齢の場合であったり、疾病であったり、けが、負傷というようなことが考えられますけれども、岩倉市では現在介護休暇を取得

しておる職員はいないということと、それ以外で介護の状態にある職員というの把握していないということでございます。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

そういう状態にある家族がいるかどうかというのはなかなか把握しづらい問題であると思いますので、やむを得ないかなあというふうに思うわけですが、やはりこの介護休暇だとか介護時間、あるいは深夜勤務、時間外勤務の制限、こういうことの請求について、出しやすい雰囲気というのがやっぱり職場の中に必要ではないかなあというふうに思っています。

それで、もう一点お聞きしたいのは、主な改正内容の説明資料の中の(3)のところの部分で、深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定の整備ということで、②としてそういう家族の介護が必要だというふうに請求があった場合、公務に支障がある場合を除き、深夜勤務及び時間外勤務をさせることができないというふうになっています。

なかなかこの判断が難しいなあというふうに考えるわけですが、公務に支障がある場合というのはどういう場合なのかというのは、何か規定があるんでしょうか、お聞かせください。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 公務の運営に支障がある場合はどのような場合かという御質問かと思えます。

その判断につきましては、請求に係る時期における職員の業務内容であったり、業務量、またかわりのいわゆる代替の職員の配置、かわる職員の配置の難易度など総合的に考えていく必要があるかと思えます。

それから、通常予測されるような業務、通常予測されるような支障は該当しておりません。ですから、相当高い支障が見込まれるという場合にこれに該当するというところでございます。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、採決に入ります。

議案第110号「岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、議案第110号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局からの説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、省略させていただきます。

次に、質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの議案で介護休暇について取得している職員はいないということがありましたので、この育児休業等という部分についても現在の職員の取得状況についてお聞きしたいというふうに思いますが、そう細かくじゃなくていいんですけど、何人ぐらい、どのような状況で取得していると、こういうようなことがわかりましたら、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） ただいま育児休業者の状況ということでございますが、12月1日現在で育児休業を取得している方は15人お見えになります。内訳は保育職が11人、事務職が3人、保健師が1名の計15名でございます。よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

この育児休業という点でいえば、取得している職員が相当数いるということを確認しました。

それから次の点ですけど、この主な改正内容という説明資料の中の(2)のところの読み取りがちょっとわからないということなんですけど、育児休業することができる職員の範囲として非常勤職員が養育する子どもの1歳6カ月に達するまでの期間ということで、改正前は2歳というふうな括弧書きがあるわけですけど、これをそのまま読んじゃうと、対象の範囲が狭まるような気がするんですけど、これはどのように読み取ったらいいのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今回、育児休業することができる職員の範囲ということでございますが、条例の第2条で育児休業をすることができない職員ということでいろいろと任期つき採用職員とかありまして、その中で非常勤職員についていろいろと条件がある中の一つがちょっと条件が緩和されたということでございます。今回、育児休業をすることができる職員の範囲については、その当該非常勤職員が養育する子が1歳6カ月で、改正前は2歳までにその任期が満了するということが及び引き続き採用されない

ことが明らかでないということで、要は採用されない、わかんないよという  
ような職員が今回育児休業をすることができる職員ということで、2歳から  
1歳6カ月に条件が緩和されたというようなことでの趣旨の改正でございま  
す。よろしくお願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） こちらのほうは、これまで非常勤の職員に関  
していえば、2歳まで任期が続くようなこと、逆に言えば、続く場合に育休  
がとれるという話が、1歳半までで期間が短くなったので、それだけとりや  
すくなったといったところでありますので、お願いします。

◎委員（堀 巖君） 基本的なこと教えてください。

20条の改正のところに、養育から保育にかわっています。その前のところ  
は養育という言葉を使い分けがしてありますが、その違いをお願いします。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 今回、養育から保育にかわったということ  
なんですけれども、これにつきましては岩倉市の職員の勤務時間、休暇等に  
関する規則の中に同じ定義がございまして、1日2回、それぞれ30分以内の期  
間で休暇がとれるというところがあるんですが、そういった授乳に関するも  
のにつきましては、養育ではなくて保育ということを定義づけておりまして、  
今回字句の訂正といいますか、それに合わせた改正でございまして。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございしますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論ありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論はないようですので、採決に入ります。

議案第111号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい  
て」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第112号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部改正について」。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、省略させていた  
だきます。

次に、質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君） この法律の改正に伴って、その内容に準じてというところで、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるということでもあります。

それで、この影響額というのは補正予算のところにあらわれているというふうに思いますが、1人当たりで見るとどのぐらいになるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、1人当たりの平均影響額ということで、議員お1人、正・副議長の方を含めてということでございます。こちらのほうは約6万3,000円でございます。よろしくお願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 議案第112号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日本共産党岩倉市議団としての態度を明らかにするために討論を行います。

今回の条例改正につきましては、ことしの人事院勧告に基づく法改正に伴い、その内容に準じて市議会議員の期末手当の支給割合を改めるものであります。

ここで考えなければならないことは、市議会議員の期末手当につきましては、一般職の職員のものとは支給割合が大きく異なり、さらに期末手当の額につきましては市民感覚からすれば高額であるというふうに思います。

この点で、市議会議員の期末手当の額を引き上げるこの議案について、賛成することができないため、日本共産党岩倉市議団としては退席をさせていただきます。

◎委員長（宮川 隆君） それでは、討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

議案第112号「岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第112号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第113号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」審査に入ります。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、省略させていただきます。

次に、議案に対する質疑に入ります。

◎委員（木村冬樹君） この議案につきましては法律の改正に伴って、その内容に準じて特別職の職員の期末手当の支給割合を改めるというものであります。

この特別職の職員につきましては、非常に少ないもんですから限定されてしまうんですけど、影響額につきましては、先ほどのような同じように、どのような状況になっているのか、お聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 特別職の影響額ということで、お一人平均影響額ということで12万2,000円でございます。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

◎委員（木村冬樹君） 議案第113号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、日本共産党岩倉市議団としての態度を明らかにするために討論を行います。

この条例改正につきましても、さきの議案第112号の討論で述べましたように、特別職の期末手当につきましては、一般職の職員のものとは大きく異なって、市民感覚からすれば高額なものであるというふうに考えます。

この点により、特別職の期末手当を引き上げるこの議案については賛成することができず、退席をさせていただきます。

◎委員長（宮川 隆君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第113号「岩倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、議案第113号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」審議に入ります。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。  
質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） この岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、その影響額を少しお聞きしたいなというふうに思います。

給料表の水準を引き上げる関係での影響額、あるいは勤勉手当の支給割合を引き上げる関係での影響額というふうにそれぞれあると思いますけど、今わかっている範囲でどういうふうに1人当たりなるのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 先ほどと同様に、職員1人当たりの影響額ということで約4万5,000円でございます。

役職ごとの平均影響額ということで一応調べましたので、よろしくお願ひします。部長級が6万1,000円、課長級が5万4,000円、主幹級が4万8,000円、統括主査が4万1,000円、主査が4万円、主任と主事級が3万9,000円でございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

やはり特別職等と見ると、影響額はわずかなものであるかなあというふうに思っています。

その上で、この今回の改正の中で、説明で少しやはりわからない部分がありまして、第2条の関係の改正のことなんですが、55歳以上の職員の中でのいろいろ管理職である方だとか、それ以外の方だとか、あるいはほかの条件も含めてこのようになるんだというような説明がありましたけど、ちょっとそこを読み取ることができないんです。実質この2条の関係の改正というのは、引き上げるだけではなく、やっぱり引き下がる関係もあるんじゃないかなあというふうに思ってしまうわけですけど、これをどういうふうに読み取ればいいのか、少し説明をお願いしたいというふうに思います。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 第2条というのは、附則の22項ということで。

こちらにつきましては、今、木村委員がおっしゃられるように、55歳を超える職員の給料が1.5%減額をされております。今回、勤勉手当の支給の際も1.5%が減額されることになりまして、その減額をする額の過程といえますか、算出する額の係数になります。

例えば第1条の22項のほうですと、100分の1.35という数字がございませうけれども、こちらはもともと支給率が100分の90というのが支給率でございまして、そこに1.5%減したものが100分の1.35という数字になります。

この額を実際支給額から引くよという、減ずる額を出す指数といいますか係数といいますか、という数字でございます。減ずる額を算出するための率でございます。

◎委員長（宮川 隆君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） では、休憩を閉じ再開いたします。

◎委員（木村冬樹君） その55歳以上の職員が1.5%既に給料が引き下げられている状況があると、それを一時金に当てはめる場合、この改定をしなければならぬという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか、その点についてちょっとお聞かせください。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） そのとおりでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

ですから、既にもう決まっていることなんだけど、一時金もそれに合わせて下がってしまうという、いわゆる55歳以上の人たちがいるということで、そのことは判断するに当たって非常に大きな問題だなあというふうには思っているんですけど、その全体の影響という点でいうと、やはり大多数の職員が引き上げになるというふうに見ているわけですけど、その辺の職員の割合というのはどんな状況なんでしょうか。

だから55歳以上の職員の数で決まっちゃうんですね、これは。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 55歳以上の職員の数ということで、給料表の6級以上になりますと21人お見えになります。よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） この全協のときの説明資料の中にそのことが多分書いてないもんだからわかりにくいのと、あとその特定管理職員の説明もこの説明資料の中にはないですよ。さっきの21人の中に特定管理職員は何人ぐらいいるんですか。

◎委員長（宮川 隆君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 申しわけございません。特定管理職員の人数でございますが、給与表の7級以上の職員でございます、30人でございます。よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） 次回からこの表の中に特定管理職員のことあわせて入れていただけるとありがたいと思います。意見だけです。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、議案第114号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第114号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしと認めます。

そのように決しました。

[「発言をお願いします」と呼ぶ者あり]

◎委員（木村冬樹君） 総務・産業建設常任委員会以前のところで確認をしました閉会中の継続審査の申し出の項目について、追加をお願いしたいということで、委員の皆さんの賛同が得られれば追加をしていきたいなあということで少し提案させていただきます。

昨日の全協のところで公益的通報制度について今回事例があったということで、昨日の全協の中で質疑をしましたが、依然として少し疑問が残っている点がございます。そういった点で、この岩倉市の公益的通報の制度について、この実態がどうなっているかだとかのやりとりを少し執行機関側としたいなあというふうに考えておりました、閉会中の継続審査の申し出の項目の中に公益的通報制度についてというものを加えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） 今、木村委員のほうから提案がされましたが、1点確認の意味でお聞きしていいですか。

この継続審査に付することによって、委員会としての何らかの方向性を定めるというような、要はマニュアルだとか規定だとかというところに持っていくのか、それとも内容をもう少し精査するという意味合いで当局側とのキ

ヤッチボールといいたいでしょうか、質疑をする時間をとるという意味でしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 条例で決められているものですから、それに沿った対応がされるかどうかというところをやはり議会としてもチェックが必要だというふうに思っています。

それで、今回のケースについては、個別のケースだもんだからこの場でなかなかきちんと内容について伝え合うことが難しい問題だというふうに思いますが、場合によっては秘密会などにしながら、どういう状況だったのかということを知ることだとか、あるいは運用についてどういう対応をしているのかというようなことを執行機関側に少し尋ねる機会を欲しいなというふうに思って提案をいたしました。

◎委員長（宮川 隆君） では、何か御質問がございましたら。  
ないですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（宮川 隆君） では、ないようですので、ただいま木村委員のほうからの提案がされました公益的通報に関する案件を閉会中の継続審査に付することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

よって、そのように取り計らせていただきます。

では、以上で総務・産業建設常任委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。